

会議録（要点記録）

| 令和3年度 堺市南区政策会議 第2回育ち学び充実・健康長寿推進部会 | |
|-----------------------------------|--|
| 開催日時 | 令和4年2月10日(木) 午後6時30分～ |
| 開催場所 | 南区役所 2階 201・202会議室（オンライン開催） |
| 出席委員 | 松久委員(部会長)、大島委員(職務代理者)、 栢場委員、小林委員、新野委員、 徳委員、中辻委員、山口委員 黒田特別構成員 |
| 事務局 管理職員 | 堺市 佐小南区長 南区役所 東屋副区長・植松副区長 西地域福祉課長・音田子育て支援課長 喜多区政企画室長・郡川南保健センター所次長 市長公室 手取政策企画部先進事業担当課長 泉北ニューデザイン推進室 北口事業推進担当課長 |
| 議題 | 1. 開会 2. 議題 （1）南区子ども家庭支援対策事業について （2）健康で長生きできる社会の構築について （3）南区保健福祉総合相談体制について（報告） 3. その他 4. 閉会 |
| 配付資料 | ・次第 ・配席図 ・資料1 「堺市南区施策・事業等概要シート（南区子ども家庭支援対策事業）」 ・資料2 「堺市南区施策・事業等概要シート（南区健康長寿推進プロジェクト）」及び参考 ・資料3 「健康寿命の延伸と介護予防の推進」 ・資料4 「堺市南区施策・事業等概要シート（南区保健福祉総合相談体制）」及び別紙 |

審議状況

開会（午後6時31分）

1. 開会

区政企画室長

ただいまから、堺市南区政策会議第2回育ち学び充実・健康長寿推進部会を始めさせていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大によりまして、オンラインによる開催とさせていただきます。皆様におかれましては何かとご多用中のところご出席を賜り誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます南区役所区政企画室、喜多でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本会議は公開となっております。会議録を作成するに当たりまして、正確を期するために、議事内容を録音させていただきます。また、記録のため写真撮影をさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

また、部会を始めるに当たりまして、1点ご報告させていただきます。今回は健康長寿推進の議論をより深めるため、堺市南区政策会議開催要綱第7条に基づき、特別構成員として黒田研二様にご参加いただくこととしております。後ほど黒田様にご参加されました時点で、改めて黒田様のご紹介をさせていただきますと存じます。

では続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

《資料確認》

それでは以降の進行につきましては、松久部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

松久部会長

では、議題に入る前に、前回から時間がたっていますので、議論の内容を振り返りたいと思います。振り返りをお願いできるでしょうか。

区政企画室長

区政企画室、喜多でございます。よろしくお願いいたします。

本部会につきましては、9月22日に第1回育ち学び充実・健康長寿推進部会を開催いたしました。主に2つの議題についてご意見をいただいたところです。まず、1点目としましては、施策・事業等の事前評価について、ご意見をいただきました。そして2点目としましては、乳幼児期、学童期、青年期の自己肯定感及び自己有用感の醸成について、ご議論いただいたところです。

1点目の意見の主な内容につきましては、不登校の子どもや親、学校とのつながりが少ない家庭に情報を届け、参加してもらう仕掛けを考える必要があるのではないか。そして、子どもの不登校について、地域での発見や見守りなど、地域との連携も必要であるのではないか。そして区役所主催の研修を、先生方や保護者に向けてオンデマンドで配信してはどうかといったご意見をいただきました。

2点目の議論につきましては、子どもの育ちと学びをどのように保障していくかについて、子どもだけではなく、その親もどのように支えるかが重要

ではないか。そして、誰かの役に立つということで自己肯定感がより一層育まれるのではないかといったご意見をいただきました。

2. 議題

(1) 南区子ども家庭支援対策事業について

松久部会長

では、議題の(1)南区子ども家庭支援対策事業について入ります。

前回いただいたご意見を踏まえ、南区で検討いただきました内容について説明をお願いいたします。

子育て支援課長

南区子育て支援課長の音田でございます。よろしくお願いいたします。

資料1「堺市南区施策・事業等概要シート（南区子ども家庭支援対策事業）」をご覧ください。

前回の部会で、南区子ども家庭支援対策事業に対して保護者向けの講演会や区内教育関係者に対して研修会など積極的に取り組んでいることを評価いただいた一方で、先ほどの振り返りにもありましたように、区役所主催による研修を行う際には、都合により参加できなかった保護者などの方々に対してオンデマンド発信を積極的に取り組んでいく必要性をご提案いただきました。

このことを踏まえまして、研修内容のオンデマンド配信や南区のYouTube「みみちゃんねる」などを活用して事業を積極的に発信していくことを新しい視点として南区施策・事業等概要シートの特記事項に追加させていただきました。このような情報を南区の財産として積極的に活用し取り組んでまいりたいと考えております。

松久部会長

前回、当部会で出た意見を今回既に反映していただいたということですね。

子育て支援課長

はい、そうです。

松久部会長

オンデマンドでの研修というところを前回ご意見いただいております。では、これについて何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、皆様からいただいたご意見を基に子育て施策を推進していただければと思います。

子育て支援課長

ありがとうございました。

2. 議題

(2) 健康で長生きできる社会の構築について

松久部会長

次に、議題の(2)に入ります。

今回は、成人、壮年期、高齢期について議論いただきます。

この世代の自己肯定感、自己有用感の醸成は健康で長生きできる社会の構築にとっても重要な要素であり、大いに関わりのあるものだと思います。高齢化が進む南区においては、健康長寿を推進する様々な取組がなされているとお聞きしておりますので、今回は、南区でどのような取組がなされているか現状を把握した上で、健康で長生きできる社会を構築するための方策について具体的な議論を進める方向がよいと考えますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

大島委員

確かに南区においては高齢化が進んでいますので、健康の取組について知ったり、考えることは大事なことだと思います。私もその方向でお願いしたいと思います。

松久部会長

そのほかの皆様、いかがでしょうか。

では、本日は、その方向で議論を進めたいと思います。皆様、よろしくお願いたします。

では、健康長寿の延伸につながる様々な取組について、現状を南区役所より説明していただけたらと思います。

地域福祉課長

南区地域福祉課長の西と申します。

私から堺市南区施策・事業等概要シートに基づいて南区健康長寿推進プロジェクトについてご説明させていただきます。

資料2「堺市南区施策・事業等概要シート（南区健康長寿推進プロジェクト）」をご覧ください。

まず、施策・事業名称としまして「南区健康長寿推進プロジェクト」と記載しておりますが、これは特定の事業を意味するのではなく、南区役所が実施するヘルスケアや介護予防に関する事業を総称して南区健康長寿推進プロジェクトと呼ばせていただくものです。このプロジェクトは、これまでに実施してきました事業のリニューアルや強化、また新たな事業の実施となりますので、拡充する事業・施策に位置づけております。

続きまして、現状・課題でございます。人口減少・高齢化が進む堺市において、南区は他区と比較して高齢化率が高く、南区役所では南保健センターを中心に健康増進に向けた取組を行っております。

また、堺市では泉北ニュータウン地域を重点地域としてスマートシティの取組を先行して進めており、堺スマートシティ戦略において「人生100年時代の健康・福祉～Well-being～」を重点戦略の一つに位置づけ、ヘルスケアを取組テーマの筆頭に上げております。

現在、本庁の政策企画部や泉北ニューデザイン推進室、健康福祉局等が南区を対象としてヘルスケアや介護予防に関する事業や検証を行っているため、今後、これら本庁の関係部局と南区役所との連携を強化し、効果的な取組を進める必要があります。

続きまして、目的でございます。南区健康長寿推進プロジェクトの目的は、南区役所と本庁の関係部局、関係機関、区民、民間企業等が連携して、南区民の健康維持・増進と、要支援・要介護状態の予防に資する取組を推進

し、高齢者が住み慣れた地域で心豊かに暮らし続けられるようにすることでございます。

また、高齢者の方々にこれらの取組や地域活動等に参加していただくことで、ひきこもりを防止し、新たなコミュニティーを創出、フレイル予防、介護予防を推進すると同時に、地域活動で活躍し、地域へ貢献することで、高齢者自身に自己肯定感・自己有用感を得ていただき、さらなるモチベーションの向上と活動の活性化、ひいてはそれをフレイル予防、介護予防の強化につなげたいと考えております。

続いて、内容でございます。南区役所と本庁の関係部局や関係機関、南区民、民間企業等と連携して、南区健康長寿推進プロジェクトとしまして、緑道や公園など南区の魅力を生かし、ICTなど先端技術を活用したヘルスケアや介護予防事業を実施したいと考えております。

続きまして、目標（指標）でございます。これは、令和3年3月策定の堺市南区基本計画のKPIでもあるのですが、南区の前期高齢者の要支援認定率を令和2年度の2.7%から令和7年度には2.3%にするということを目標とします。なお、令和3年9月現在の南区の前期高齢者の要支援認定率は2.6%となっております。

続きまして、スケジュールでございます。令和2年度までの経過としまして、南保健センターにて、南区健康づくり推進委員会、ひらめき脳トレプラス教室、太極拳講座、ウォーキング講座等を開催してまいりました。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、講座などを中止せざるを得なくなりましたが、可能な範囲でできることを検討しロコモ予防教室等を実施しました。

また、この育ち学び充実・健康長寿推進部会でヘルスケア・介護予防事業についてご意見をいただいて事業化を検討し、今後、令和4年度以降に既存の事業のリニューアルや強化、そして新たな事業を実施していきたいと考えております。

続いて、特記事項として関連するものを2点記載しております。

1点目は、平成29年度に泉ヶ丘緑道・梅緑道・光明池緑道の緑道ウォーキングマップを作成したことです。そして2点目は、政策企画部、泉北ニューデザイン推進室と民間企業との連携等によるヘルスケア・介護予防事業で、この詳細につきましてはこの後、各担当からご説明いたします。最後に、南区健康長寿推進プロジェクトを実施することで、堺市南区基本計画の達成と、SDGsのゴールの実現をめざします。

本日は、皆様に今後の事業展開を検討するために、健康の維持・増進、フレイル予防、介護予防につながる取組について、様々なご意見を頂戴できればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

政策企画部先進事業担当課長

堺市政策企画部先進事業担当課長の手取でございます。

私からSENBOKUスマートシティ構想の実現につきましてお話しさせていただきます。時間も限られておりますので、事前に資料を送らせていただいておりますが、パワーポイントに沿って要点だけご説明させていただきます。

(スライド2ページ目)

SENBOKUスマートシティ構想の推進につきまして、そもそもスマートシティって何ですかという話なんですけど、最近NTTさんのCMを見ますと、「ICT いま始めればちよっと違う」ということをよく言っておられ

ますけども、まさしくあれかなと思っております。スマートシティそのものは、別にスマートシティというまちをつくるわけではなくて、SENBOKU New Designであったり、南区基本計画といったまちのビジョン、まちのあるべき姿、あるいは住民様のあるべき姿を実現するために少しICTという技術を活用して、生活を少しずつでも便利にしていきたいというところでございます。

(スライド5 ページ目)

スマートシティというのは、なかなか行政だけでできるものではなくて、やはり民間企業の協力であったり、新しい技術というものがあがりながら、今までできなかったことが少しよくなります、あるいは今までICTを使っていなかった方が少し使えるようになりましたということも含めて、進めていくものかなと思っております。この2年間、2020年度から2年間で約30件の実証プロジェクトを公民連携で進めてまいりました。

(スライド6 ページ目)

実際、どんなことを進めてきたかというところで、幾つか代表的なプロジェクトをご紹介します。

一つは我々、公民連携で、行政が思っているいろんな課題を少しでも解決できないかというところでさせていただいています。今お示ししているのが、ベッドの下にセンサーを引いていただいて、高齢者の方の居宅の中の見守りというのができないかということのプロジェクトでございます。これは堺市全体なんですけども、300名の方に実証を今しておるところでございます。睡眠のデータを収集して健康を維持する、なおかつ高齢者が例えばベッドに正常に寝てないという状態があれば、ご家族さんにそのデータが検知されて、早期に見守りができるというふうな世界観が実現できないかということでプロジェクトを進めています。NHKとかテレビ大阪でも紹介されまして、こういったものがより安く住民の方に広がるということができないかなと思っております。

(スライド7 ページ目)

それ以外の実証では、今ちょうど、万博のプロデューサーである大阪大学の石黒先生と泉北アバタープロジェクトをしております。これは、高齢者の方とか障害者の方を含めて、時間や身体や空間という制約から解放されて社会活動、社会参画ができないかという実証プロジェクトです。

(スライド8 ページ目)

まず第一弾につきましては、ロボホンというシャープの小さいロボットを使い、いろんな場面で高齢者の方とか障害者の方が実際に何かの説明をするであるとか、南区の子育て支援課さんと一緒に子ども向けの絵本の読み聞かせを高齢者の方がするという取組をしました。子どもから見ると、それはロボホンがしゃべっていることになり、身体からフリーになって社会参画がしやすくなる。これからは、こういった形での例えば仕事であったりとか、やりがいであったりとか、コミュニケーション、地域参画というのもできるし、当然リアルな場に出かけるであるとか、しゃべるといえるものができるというような選択肢が増えていく世界観を大阪大学さんと一緒にやっていきたいと考えております。

(スライド9 ページ目)

それ以外にもこの南区の特性としまして、地域のつながりが強いであるとか、これまで56年間培ってきた地域力がやはり非常に大きな魅力だと思っております。これは泉北ニューデザイン推進室がやっているプロジェクトなんですけども、昔あったご近所さん同士のつながりをネット上でもできませんか

ということで、恩贈り、例えば釣ってきた魚をあげますよでもいいですし、ヨガ教室をみんなでしましょうでもいいですし、自分でできるちょっとしたことを誰かに送って、送り合いをしていきながら、それが見える化して行って、Well-Being、幸せとか充足度、先ほどご説明のあったような自己肯定感とか自己有用感みたいなものを高められないかというようなプロジェクトをしております。

(スライド10 ページ目)

それ以外には、現在募集しております、大阪府とやっているスマートシニアライフ事業があります。民間企業のサービスにはなるんですけども、タブレットを貸出しして、これまであまりICTでサービスを使ってなかった人たちが無料でサービスを使えるような実証というのを進めております。今ご紹介したようなものを含めて、公民連携を進めながらスマートシティを進めていく。それは何のためかという、SENBOKU New Designであるとか南区基本計画みたいなまちのビジョンであるとか住民さんの生活をよくするというこのためのツールとして我々は進めていきたいと考えているというところがございます。この後についても、いろいろ資料が入っておるんですけども、我々のスマートシティの要点ということ、そういうところがございます。

事業推進担当課長

泉北ニューデザイン推進室事業推進担当課長の北口と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

私からはSENBOKU New Designという計画についてご説明させていただきます。

このSENBOKU New Designといいますのは、泉北ニュータウンの将来像をお示した計画ということで、この中でも健康長寿の取組について記載させていただいております。この計画自体は、昨年5月に策定いたしまして、泉北ニュータウンの地域におきまして新たな価値を創造して、そして将来にわたって多様な世代が快適に住み続けることができる持続可能なまちとすることを目的としております。

(スライド2 ページ目)

このSENBOKU New Designでは、かつてのベッドタウンからより豊かに暮らせるまちへ、という理念を定めておまして、その中で4つの基本方針と、その中に12の取組というものを定めております。この4つの基本方針の方針1のところにありますけれども、多様な世代が住み、働き、安心して暮らせるということで、この中の4つ目に健康長寿を位置づけてございます。

(スライド3 ページ目)

この健康長寿のこの取組について、さらに3つの項目が示されておまして、健康長寿延伸の取組、健康で安心して暮らし続けられる住まいの確保、住み替えの促進、そして環境やひとにやさしいまちの推進ということです。これらの取組を進めていくに当たりましては、庁内をはじめそれぞれの主体と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。この3つの取組のご紹介をさせていただきます。

1つ目、「健康長寿延伸の取組」について、泉北ニュータウン周辺の大学との連携を、ICTを活用して促進するというようなことを進めています。そして今、近畿大学病院と大学医学部さんが堺市への移転を計画されてますので、移転後に大学さんと連携しながら地域向けの講座とか、体験プログラ

ムとか、そういった取組もできるんじゃないかと考えております。
(スライド3 ページ目)

2つ目の「健康で安心して暮らし続けられる住まいの確保、住み替えの推進」について、こちらのほうは住み慣れた地域で生き生きと健康に住み続けることができるよう、住まいの確保や住み替え制度の構築に取り組んでいくということで、親の世代と子どもの世代と一緒に暮らせたり、またすぐ近く、近所でお互いが行き来できるような距離で暮らすことができるような取組も進めていきたいと考えております。

最後に、「環境やひとにやさしいまちの推進」ということで、快適に住み続けられるように住宅のバリアフリー化や省エネルギー化を促進していきます。そして公的賃貸住宅の建て替えや公共施設の改修、更新の際には施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインに基づく施設で整備を進めていくといった取組を健康長寿の中でやっていきたいと考えてございます。

区政企画室長

区政企画室、喜多でございます。

続けて、本日、黒田様から本部会の議論をより深めるために、国の動きや本市社会福祉審議会でのご経験を踏まえ、健康で長生きできる社会の構築をテーマとしてお話をお聞かせいただくこととなっておりますが、黒田様が少し遅れているようですので、ご参加いただきましたら、その時点で黒田様をご紹介させていただきますして、お話をお伺いしたいと存じます。先に進めていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

2. 議題

(3) 南区保健福祉総合相談体制について（報告）

松久部会長

議題の(3)に行きます。

南区保健福祉総合相談体制について南区役所から報告があるとお聞きしております。2月から実施されている体制について報告をよろしくお願いいたします。

地域福祉課長

南区地域福祉課長の西でございます。

私から南区保健福祉総合相談体制、愛称MIMIちゃんLINKについてご報告します。資料4「堺市南区施策・事業等概要シート（南区保健福祉総合相談体制）」と資料4別紙をご覧ください。

このたび、「南区保健福祉総合相談体制」という相談体制を構築し、令和4年2月1日から運用を開始しました。

まず、現状・課題としまして、区民が抱える課題が多様化・複雑化する中で、高齢者、障害者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など従来の世代や属性ごとに区切られた相談体制では、複合課題への対応が困難になっているという状況がございます。

そこで、次の目的ですけれども、複合的な課題を有する区民が南区役所のどの保健福祉窓口にご相談しても必要な支援につながるよう、関係機関が連携しチームとして支援できる仕組みを構築するために、次の内容欄に記載しておりますとおり、社会福祉法に基づく重層的支援体制の南区版として、この体制を構築いたしました。

スキーム図は、別紙のとおりになっております。別紙の一番下をご覧くださいいただけますでしょうか。

愛称のMIMIちゃんLINKとは、最初のMIが「み」なみ区（南区）、次のMIは「み」んなで、「ちゃん」はちゃんと、「LINK」は連携の意味が込められております。

再び資料4に戻りまして、この体制の目標（指標）になりますけれども、社会福祉法に基づく重層的支援体制の南区版を構築し、区民が抱える複合的な課題に対し、世代や属性による切れ目のない対応を行うこととしています。

さらに、スケジュール欄と特記事項欄にも記載しておりますが、今後の予定として、南区保健福祉総合相談体制をさらに発展させ、子どもを対象とする事案に特化して対応するプラットフォームを開始できるよう、教育委員会や学校と連携して検討してまいります。

最後に、南区保健福祉総合相談体制を南区役所内の関係機関みんなで、ちゃんと連携して運用することで堺市南区基本計画の達成とSDGsのゴール実現をめざしてまいります。

子育て支援課長

子育て支援課長の音田でございます。

続けて、教育委員会の事務局や学校との連携について、もう少し深化させて説明させていただきます。

南区では、先ほど説明のあったとおり、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、属性を問わない相談体制を構築し運用を開始しました。

一方で、その窓口には、区内の小中学校などの教育機関等は参画しておりません。国はやはり重点的に通知を発出しまして、重層的支援体制を構築する中で、教育委員会と十分に連携していくようにと求めております。

昨今、ヤングケアラーなど従来の属性や支援の枠組みにはない新しい課題が顕在化する中で、福祉と教育の連携の一層の強化を図る必要があると考えます。そこで南区では、子どもを対象とする事案対応に特化したプラットフォームを立ち上げ、早期の運用をめざします。南区子育て支援課に校長OBなど教育の専門家を配置いたしまして、南区保健福祉連携会議をベースに南区の子どもの育ちを応援する新たなプラットフォームを立ち上げて、一層の南区での子育て施策の充実に取り組んでまいりたいと思っております。

松久部会長

では、今の南区の報告を受けて、ご質問等がございましたらお願いいたします。

小林委員

南区子ども未来応援システムなんですけど、具体的にどういう課題に対してアプローチするのか、イメージしていらっしゃることを共有していただけると、もう少し皆さんイメージできるんじゃないのかなと思うんですが、よろしくをお願いします。

子育て支援課長

南区で子育て支援をやってきた中で、教育委員会の持っている課題や福祉との連携が必要だと考えます。教育の専門家においても、生活環境や育成環

境の改善というところでは、福祉が助言したり、一緒に動いたりということが必要になってくるんじゃないかと思っております。教育委員会だけでは、なかなか改善できない内容で、簡単に気軽に相談できるような窓口とかプラットフォームを考えていきたいと思っています。いじめとか不登校とかという特別な事案に特化したというよりは、むしろ今まで十分に連携しながらやってきたことをきっちりと位置づけていきたいと思うとともに、従来から積極的に取り組んできました研修や情報提供や、ポジティブ・ディシプリンという子育てに関しての前向きなプログラムに関する南区の取組を、学校関係や地域の方にご紹介することも含めながら、全体的に南区の子育て支援の質の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

小林委員

高齢者の方の地域包括センターを南区に広げたような感じのイメージでいいんですかね、今のお話だと。

子育て支援課長

そうですね。子どもの分野に、地域の中でそういう包括的なところがないというのは、前々から課題として思っているところです。そういうことができていったらいいと考えているところです。

小林委員

なるほど。ありがとうございます。

私は、地域で子育ての相談を聞くことが多くて、ただ教育関係者でもないし、実際学校の中に入れるわけでもないんで、お母さんたちから聞くことしかできないけれども、子どもは成長して行って、どうやって解決していったらいいんだろうと悩んでいるお母様方はたくさんいらっしゃいます。多分私が小さい頃やもっと前だったら地域がもっとつながっていて、周りのお母さんとかご近所さんからとかPTA関係の方から情報を得た状態で課題のある家庭に向き合えたと思うんですけど、今はその情報がないまま、先生方も学校で関わっていかないといけないというしんどさみたいなものを、学校にお邪魔しててよく感じるんです。地域で役を担っている人がとなると、そこはそこで難しいと思うので、ぜひプラットフォームを構築していただいて、いろんな方がそこに相談に行けるような体制をつくっていただけたらなと思います。

子育て支援課長

いろんな方が、いろんなご家庭に関われるような仕組みが本当に理想で、できたらいいなと考えております。

小林委員

お願いします。

松久部会長

ほかにどうでしょうか。ご意見ございますでしょうか。

新野委員

何か相談したいと思ったときに、その窓口の開いている時間が例えば9時

から18時までだと、その時間帯にお勤めしておられる保護者の方はなかなか相談窓口に行けないということがあります。また、この時間以外でしたらこの窓口ならお引き受けできる、お話しできるところ、つまり受皿が複数あると、そのことによって見守りがあるという安心感にもつながることがあります。このように、1つ2つでもそういった困っておられることに対しての受け手側の情報がたくさん得られるのではないのかと思います。相談できたということだけでかなり安心なことがあるのではないかと、土・日・祝であれば、ここだったらいのちの電話的にお引き受けできますということがあるといいのかもしれませんが、一旦お話を聞くだけの方としてボランティアの方たちをそこに配置するというようなことも考えられるのではないのでしょうか。また、本学には心理学科という学科がありまして、大学院生さんもたくさん学ばれています。そんな方たちも、もしかしたら先生方のサイドで実習のような形で関わりを進めていただいて、まずお話を伺うという需要の部分だけでも担えれば、少し人手としても増えるのかなというようなことを思いました。

子育て支援課長

確かに、24時間いつでも相談できるというのは、素晴らしいことです。そういう相談で堺市が独自でやっているもの、やっていないもの含めていろいろあるので、そういうのを私たちも効果的に活用しながら、検討していきたいと思っております。

一方で、先ほど新野委員がご提案いただきました心理学科の学生様のご協力を得てというお話では、たしかに、心理面での相談というのは地域の中で私たちの弱いところなんで、ぜひ積極的につながりながら活用して充実していきたいと思っております。すてきな申出ありがとうございます。

区政企画室長

部会長、失礼いたします。区政企画室、喜多でございます。よろしいでしょうか。

松久部会長

はい、どうぞ。

区政企画室長

ご意見いただいている途中となりますけれども、ただいま黒田様にご参加いただきましたので、私から黒田様をご紹介させていただきたいと存じます。

黒田様ですが、本日、健康長寿推進の議論をより深めるため、堺市南区政策会議開催要綱第7条に基づき、特別構成員としてご参加いただくこととなります。

黒田様は医学博士であり、関西大学名誉教授、西九州大学看護学部教授であられ、また、堺市社会福祉審議会では会長を務めていただいております。

後ほどこの案件（3）の議論が終わりました後にまた黒田様にお話を願いたいと存じますので、部会長、よろしく願いいたします。

松久部会長

では、大島様、今挙手していただいておりますでしょうか。よろしく願い

たします。

大島委員

大島ですけれども、この応援システム、プラットフォームは子どものほうからも相談することはできるんですよね。

子育て支援課長

今、子どもの関係の相談というのは、子育て支援課が家庭児童相談室として受けさせていただき、従来から取り組ませてもらっているので想定しておりません。むしろどちらかというと、教育委員会と一緒に相談できるという形でやっていきたいと思っております。子どもの相談は、特設プラットフォームというわけではなく、従来の役割として取り組んでおります。

松久部会長

大島様、いかがでしょうか。

大島委員

そしたら、子どもからの相談はできないの。

子育て支援課長

子どもの相談が来たら拒むわけではございませんが、子育て支援課の中に家庭児童相談室という子どもからの相談を受ける相談員もおります。南区のプラットフォームは、基本的に教育と福祉がつながるということを主体に置いており、地域の皆様にも相談という形でご協力いただくところもあるのではないかと考えております。

大島委員

それともう一つ、緑道のウォーキングマップの作成をされていると思うんですけども、これはいろんなところに置いていただいているのでしょうか。せっかくいいものを作っていただいても、市民の皆さんが見てないということがもったいないと思いますので。

区政企画室長

区政企画室、喜多でございます。

この緑道ウォーキングマップですけれども、南区役所1階の情報コーナーで皆様に提供しております。また、あわせまして、ホームページでも掲載させていただいております。自由にご覧いただくことができる状況になっております。

大島委員

ありがとうございます。

松久部会長

ほかに、この(3)について何かご意見はございませんでしょうか。

山口委員

私は中学校に勤めておるんですが、保護者の方で子育てに困っていたり、

どこに相談していいんだろうと思っている保護者さん結構いるんですね。子どものことで非常に悩んでいて、その中でいろいろ話を聞いておきますと、すごく困り感を感じたりすることがあります。そういったときに、今まで生徒指導主事を中心に紹介させていただいたりはしておるんですけども、こういった形のプラットフォームがありますよということで、すごく具体的になって助かる保護者さんもいるのではないかと感じました。

あと学校として非常に悩んでおるところは、うちうちだという保護者さんも中にはいるんですね。そのときに学校としても、どこまで入り込んだらいいのかということで困っていることも結構あります。適度な距離感を保ちながら対応していかないと、そこで話がトラブったりしますと、その後全然保護者さんと連絡が取れなくなったり。中にはもう本当に1週間、2週間当たり前のように連絡が取れない保護者さんもいるんですね。先日は、全然連絡を取れなかったもんですから、関係諸機関のほうにもちょっと情報共有させていただきますということで話をすると、連絡があったりとか、子どもの生存確認ができたたりだとか、そんなことも実はありました。ですので、先ほど話を聞かせていただきすごくありがたいな、期待できるな、期待させていたきたいなというところで発言させていただきました。

子育て支援課長

多分学校の先生も日頃福祉に対して、連携の取り方について悩んでいらっしゃる方がたくさんあると思います。福祉も教育のことが分かってないところもあると思います。そういう垣根を取っ払っていく中で、南区の支援によって教育と福祉の連携が取ればなと思います。大変心強い発言でありがとうございました。

徳委員

上神谷支援学校校長、徳です。

教育委員会事務局と調整中というところで、まず私も教育委員会事務局に務めていて、いろんな方が相談に来られて、なかなか答えに窮するようなこととかもたくさんございました。教育のことだけでなく福祉のことも絡んだりすると、そういうところは答えられなかったりするんですけど、こうやって一つの形になるものができて。OBの校長先生を想定されているということやと思うんですけど、OBの校長先生も福祉のことを分かっている方、強い方もいらっしゃるれば弱い方もいらっしゃるのかなというふうに思ったりします。なので、やっぱり相談に行ったら何か相談して、ああ損したなというふうに思わないような形で、相談を受ける方たちの研修というんですかね、教育であったり福祉という部分での力量を上げるための取組をされると、なおよい取組になるのかなと思ったりしたところです。

子育て支援課長

確かに力量という意味では、私たちは福祉の専門家でありますので、3年ぐらい前から南区の学校関係の先生方と一緒に話しさせていただく中で、やはりお互いのことを分かって理解して、いい相談を受ける体制なり、力量なりを上げていくということは課題であると今また再認識させていただきました。今後、プラットフォームをつくっていく中では、そういう視点も持ちながら進めてまいりたいと思っております。

松久部会長

ありがとうございます。

ほかはご意見よろしいでしょうか。

では、黒田特別構成員から国の動きや本市社会福祉審議会でのご経験を踏まえて、健康で長生きできる社会の構築をテーマとしてお話をお聞かせいただけたらと思います。黒田様、どうぞよろしくお願いいたします。

黒田特別構成員

どうも、今日は遅れてしまってすみませんでした。大学の会議が予定より随分遅れてしまいました。

本日は、「健康長寿の延伸と介護予防の推進」というテーマで話をさせていただきます。

(スライド2 ページ目)

健康寿命という言葉がございます。これに関しては、国は3年ごとにデータを公表しているんですけども、昨年の12月に公表された資料です。健康寿命とそれから平均寿命の差を短くしていくというのと、それから健康寿命そのものを延ばしていくということを目指しています。平成22年から令和元年まで、男性、女性のデータがありますけれども、健康寿命は少しずつ延びてきている、それから平均寿命と健康寿命の差も少しずつ短くなってきているということで、健康日本21（第二次）の大きな目標になっているわけですけども、それが達成してきているというような評価をしています。

(スライド3 ページ目)

ところで、この健康寿命はどうやって調べるかということなんですけれども、いろいろな測定の仕方が議論されております。毎年国民生活基礎調査という調査が行われておりますけれども、3年ごとに大規模調査をやっています、その中の質問項目に基づいて健康か不健康かを区別するというのが一つです。日常生活に制限のない期間の平均を調べるわけですけども、「あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか」という質問に対して、「ない」と答えた人を健康、「ある」と答えた人を不健康と提示して、年齢ごとの健康、不健康の割合から健康寿命を算出するという方法を取っています。

同じ国民生活基礎調査の中で、「あなたの現在の健康状態はいかがですか」という質問もあります。これは5段階で答えるんですけども、「よい」、「まあよい」、「普通」を「健康」、「あまりよくない」、「よくない」を「不健康」として健康寿命を算定するというのもやっているそうです。

こういう調査は、国が大規模に3年ごとに行っているデータを基にして都道府県別、また政令指定都市ということで堺市のデータも含めて発表しています。ただ、この指標ですと、個々の市町村では健康寿命を調べることができないため、それを工夫するために介護保険の要介護認定の資料を用いて、要介護2以上を不健康、それ以外を健康と定義して算出するという考え方で計算している場合もあります。ただ、この3番目の健康寿命の算出方法だと1や2に比べると、健康寿命と平均寿命の差が短くなってきます。

(スライド4 ページ目)

1番目の健康寿命の測定方法に基づいて発表されたものですけども、2010年から2019年にかけて都道府県別の順位をこのグラフで示してい

ます。黄色のところが大分県です。男性も女性も低いですが、今注目して見たいのが大分県なんですけれども、2016年、男性はかなり順位が下がってたんですけれども、2019年に1位になりました。それから女性も2019年は上から4番目ということで健康寿命が長い県になっています。大分県がどうやって健康寿命を改善させたかについて、大分県関係のホームページを見ると載っております。

(スライド5 ページ目)

一つは、大分県では先ほど見た健康寿命の算定方法の3を用いて「お達者年齢」というものを毎年公表しているそうです。それから「めざせ！健康寿命日本一おおいた」というホームページも作っていて、その中で民間企業を巻き込んだプロジェクトをいろいろと施策化しているということです。健康寿命を延ばす3つの鍵として「減塩マイナス3グラム」、「野菜摂取350グラム」、「歩数プラス1,500歩」を推奨しています。この歩数、運動を活発にしていこうということで、「おおいた歩得(あるとっく)」というアプリを提供しています。そのアプリの利用者が6万4,000人だそうですけれども、100歩歩くことで1ポイントもらえて、そのポイントがたまるといろいろ特典がある、賛同した企業がポイントに対していろんなサービスを提供しているということです。野菜摂取の量が少ない20代とか30代の人たちには「まず野菜、もっと野菜」プロジェクトというのをやっていて、そのプロジェクトに参加している飲食店のスタンプラリーなどを企画しているそうです。野菜とか減塩メニューを積極的に提供している飲食店だそうです。それから高齢者が集まりやすい体操とか交流する通いの場というのも全国で一番多いということだそうです。

(スライド6 ページ目)

では次に、大阪の状況はどうか。このデータは平成26年度のものなんですけれども、年齢調整した後の要介護認定率において、大阪府は全国の都道府県で一番認定率が高いということで話題になったものです。そして認定率が高いだけではなくて、被保険者一人当たり介護費、介護保険で使っているお金も全国で一番多いということになりました。

そこで、当時、大阪府の介護保険の計画づくりをしている高齢者の計画の審議会があり、そこに私も参加しておりました、いろいろな分析をプロジェクトをつくって行ったわけです。ワーキンググループで、検討を行いました。

(スライド7 ページ目)

これは大阪府内の認定率を市町村別に見たもので、被保険者一人当たりの介護費と認定率です。青は施設サービス、真ん中(赤)が居住系サービス、緑色が在宅サービスですけれども、このサービスにかかる一人当たりの介護費として堺市はかなり費用が高い市です。多いほうから5番目ぐらいになっています。それから認定率も高いです。この青が要介護2以下で、赤が要介護3以上ですけれども、認定率の高いほうから4番目の市ということになります。

(スライド8 ページ目)

大阪府内の市町村のデータを散布図に描いて分析すると、要介護認定率が高い市町村では介護保険料が高くなるという傾向にあります。特に要介護認定率、被介護者一人当たりの給付月額を見ますと、堺市は認定率が高くて介護費用も多いというわけです。それから介護保険料ですけれども、月額の基準介護保険料、これが堺市は高いわけです。

(スライド9 ページ目)

それから単身高齢者の割合が多いと要介護認定率が高くなるということも分かっております。特に前期高齢者では、相関が強く出てまいります。

(スライド10 ページ目)

国民健康保険で特定健康診査を行った受診率が市町村ごとに調べられます。注目いただきたいのが、その市町村の国保の特定健診受診率が低いと、その市の介護認定率が高くなる傾向があるということです。堺市は健康診査、特定健診の受診率があまり高くないという市になってまいります。

(スライド11 ページ目)

喫煙率についても、特定健診のときの問診の中で、喫煙しているかどうかを聞いているわけですが、その喫煙率と前期高齢者の要介護認定率というのが、正の相関になりまして、特に男性のほうで相関がより強く出ているというわけです。

(スライド12 ページ目)

これは、また別のデータを私が以前分析したものです。2014年に堺市が行った介護保険事業計画をつくるためのニーズ調査の中で、日常生活圏域別に分析して健康づくりに取り組んでいる人の割合というのを出してみました。それと日常生活圏域ごとの、これは要介護1と2の認定率を縦軸に取ってみました。そうすると、比較的強い負の相関が観察できます。健康づくりに取り組んでいる人の割合が多い日常生活圏域ほど、要介護1や2の認定を受けている人の割合は低いということが分かります。ちなみに、この南区の日常生活圏域の認定率がどれくらいかというわけですが、最新の第8期の介護保険事業計画を見ますと、南区の1と2の日常生活圏域は、21の日常生活圏域の中で要介護認定率が低いです。南1が18.2%、南2が18.7%で南3は23.6%、南区の4は23.7%、これは市全体の認定率と同じくらいちょっと高いくらいだというわけです。第8期の計画では、堺市全体は23.7%でした。

(スライド13 ページ目)

さて、ここまで話してきたことをまとめてみますと、健康寿命測定方法というのは幾つかありますけれども、要介護認定率を低下させることもその指標改善に有効だと判断されます。そして、この要介護認定率を低下させるには、特定健康診査の受診率を上げるとか、喫煙率を低下させる、運動・身体活動を促進するような、そういう取組をしていくということが有効であるということも理解できます。大分県の取り組み方からは、官民を挙げたキャンペーンですとか、実態の見える化を図っていく、それから民間事業者（企業）の協力も得ていくというようなことは有効であったようです。要介護認定率を低下させること、すなわち介護予防を図っていくということは、介護保険料の上昇の抑制につながり、介護保険運営の効率化にもつながるだろうと考えられます。

(スライド14 ページ目)

そこで、要介護認定率を低下させるために何が事業として行われているかということです。介護保険制度の中では地域支援事業というのを保険者つまり市町村が行うことになっています。その中で介護予防・日常生活支援総合事業が今取り組まれているわけです。これは2014年の介護保険法改正で全国全ての市町村で取り組むことになりました。これは今までは介護保険の要支援に対する給付サービスとして行われてたんですけど、介護予防・生活支援サービス事業という、虚弱な高齢者、要支援の認定に相当する方に

対して、訪問や通所のサービスを提供する事業が、この法律改正で総合事業に組み込まれることになりました。そしてその虚弱なお年寄りに対する介護予防・生活支援サービス事業と一般の高齢者に対する介護予防事業、これを総合的に取り組むということで、この介護予防・日常生活支援総合事業が行われています。それ以外に包括的支援事業というのも地域支援事業の中で行われています。従来、地域包括支援センターで実施している4つの業務に加えて、在宅医療・介護連携推進事業や認知症施策の推進事業、地域ケア会議の推進、あるいは生活支援体制整備事業と呼ばれる生活支援の充実や強化が取り組まれるようになってきました。この4番目の生活支援体制整備事業の中で生活支援コーディネーターを配置することとか、協議会を設置することが進められてきているわけです。そして、この生活支援体制を整備するときに、後で説明します厚労省のガイドラインを見ると、生活支援・介護予防サービスをこの生活支援体制と呼んでいるんです。非常にややこしいです。介護予防・生活支援サービス事業というのが総合事業の中にありながら、もう一つ順番を変えた生活支援・介護予防サービスというのは、これ全体を含むような、生活支援の体制整備ということになってきます。

(スライド 15 ページ目)

これが厚生労働省のガイドラインに出てくる図なんですけれども、介護予防・生活支援サービス事業というのは、訪問型のサービス、通所型のサービスから成っています。その訪問型のサービス、通所型のサービスも、それまでの要支援認定を受けた人に対する予防給付として行われている訪問介護や通所介護以外にここに書いてある多様なサービスを組み込んで実施していくということになっています。基準緩和型のサービスとか、住民主体によるサービス、短期集中予防サービス、移動サービス、これを訪問型サービスの中に加えていこう、それから通所型サービスの中には従来型以外に基準緩和のサービス、住民主体による取組、短期集中予防サービス、こういうものも含めていこうというガイドラインをつくっているわけです。堺市では、この従来型の訪問介護、従来型の通所介護に相当する介護予防・生活支援サービス事業が大部分を占めていて、この②から⑤、あるいは②から④と書かれているようなサービスはあまりまだ十分展開できていないと思われます。それと、一般の介護予防事業がありますが、この中には5つの事業が含まれていて、そのうちの地域介護予防活動支援事業として、堺市では「地域のつながりハート事業」があります。これは社会福祉協議会に委託して、各校区の校区福祉委員会などで取り組んでいる事業です。それが介護保険のこの一般介護予防事業の予算を使って進められているということになります。

(スライド 16 ページ目)

「地域のつながりハート事業」についての現状や目標というのは、一つ前の堺市の介護保険事業計画、第7期の計画の中にこういう目標量も掲げておりました。第8期になりますと、こういう具体的な目標量の設定を計画の中には記載しないようになっておりまして、この表は一つ前のものでございます。

(スライド 17 ページ目)

厚生労働省のガイドラインには、先ほど言いましたように、介護予防・生活支援サービス事業を行うのに市町村の直接実施、委託による実施、指定事業者によるサービスの提供、NPOやボランティアなどへの補助といういろいろな類型をつくって、それで多様なサービスを組み立てていこうということを書いています。

(スライド 18 ページ目)

この総合事業が始まったのは2015年、平成27年からだったんですけれども、平成28年の時点で大阪府で取り組んでいた市がここにある5つの市です。堺市は平成29年から取り組みました。いち早く取り組んだのが箕面市だったんですけれども、箕面市では、このC型の短期集中の通所型サービスというものをを行っています。大東市でも短期集中の通所サービスを行っています。それからB型（住民主体による支援）というので、NPO法人による訪問型サービスというものもを行っています。そして羽曳野市では、シルバー人材センターに委託する形でこのB型（住民主体による支援）というのを行っています。

(スライド 19 ページ目)

さて次に、生活支援・介護予防サービスという、もっと広い生活支援の体制づくりについてです。その中には介護保険制度の地域支援事業も含めていくということをこの厚生労働省のガイドラインは書いています。介護予防・生活支援サービス事業もその中に含む。それから一般介護予防事業も含む。地域支援事業の中には任意事業というものもあります。要介護者を対象とした配食とか見守りサービスを任意事業の中でやっているような市町村もあるというわけです。それ以外に、介護保険以外の一般財源で市町村が行っているような行政サービス、あるいは民間市場で提供しているサービス、こういうものも含めて生活支援・介護予防サービスを組み立てていこうというのが国のガイドラインです。

(スライド 20 ページ目)

これは私が作った図ですけれども、このようにまとめることもできます。

(スライド 21 ページ目)

ガイドラインには、こういうことも書かれています。サービスの類型において、介護者の支援、家事の援助、交流サロン、外出支援、配食と見守り、それから見守りや安否確認、こういうものを地域支援事業の中の介護予防・生活支援サービス事業で行う、一般介護予防で交流サロンなんかを取り組んでいく、あるいは地域支援事業の中の任意事業で取り組んでいく。それから市町村が他の一般財源による行政サービスとして行っていく、民間市場が提供しているものや地域の助け合い、互助的な活動で取り組まれているもの、こういうものを組み合わせてこの生活支援・介護予防サービスというのを組み立てていこうというガイドラインをつくっているわけです。

(スライド 22 ページ目)

さて、それでは、先ほどこの総合事業にいち早く取り組んだ箕面市でどうなっているか、箕面市と堺市を比較してみました。堺市では、2016年に要介護認定率が21.9%だったんですけれども、それが2020年にかけて、次第に増加してきているわけです。そして、それは大阪府の全体よりか高いですし、全国の値よりも5ポイント以上高いというわけです。では、箕面市ではどうかといいますと、2016年の前年に16.6%だったものが、総合事業を始めた平成28年、2年目には14.2%に低下しています。そして、その後少し増えてきているんですけれども、令和元年2019年度には15.6%という認定率で低いです。ただ、箕面市の場合には、総合事業の中の介護予防・生活支援サービス事業というものは、介護認定を受けていなくてもチェックリストだけで要支援レベルにあるとされる人にはサービスを提供していることになっていきますから、そういう人たちを含めて認定率を計算してみると、それでも認定16.7%ということで、そんなに高い

値ではないですね。

(スライド 23 ページ目)

箕面市の取組の特徴を見てみますと、65歳以上の高齢者全体を元気・虚弱高齢者、その中で介護保険の要介護認定を受けている人を除いて、要介護になるリスクを層別化し、ここに書いてあるようなグラフで4つのグループに分けています。

外出機会が多いか少ないかということと、身体能力が低いか高いかということで、身体能力が低下してきていて、そして外出機会が少ない人が最も要介護状態になるリスクが高いグループとしています。

中リスクの人は身体能力が高いけれども、外出機会が少ない、あるいは身体能力が低いけれども、外出機会は多く取っている、そういう人々を中リスクとしています。

そして、外出機会も多くて身体能力が高い人を低リスクというふうにグループ分けをして、介護保険の実態調査を基に、それぞれのグループがどれぐらいの人数か、あるいは割合かというのを調べています。

高リスクは高齢者全体で前期高齢者の約5%、元気・虚弱高齢者の中の4%というわけです。それから外出機会が多いが、身体能力は低下している中リスクの人は、前期高齢者の11%、元気・虚弱高齢者の18%、外出機会は少ないが、身体能力が高い中リスクのグループは元気・虚弱高齢者全体の14%、低リスクの人は元気・虚弱高齢者の中の64%というわけですね。

(スライド 24 ページ目)

このようにリスクを分けて、その割合を推定したところ、こういうグラフになってきました。ここで書いてあるのは、高リスクの人が要支援の1と2、あるいは介護予防・生活支援サービス事業の対象者ということになるわけで、高齢者のうちの5%ぐらいだろうと。それから要介護1から5に相当する人が11.5%ですから、ここが介護保険の要支援・要介護認定者ということになるわけです。そこに対しては、この介護予防・生活支援サービス事業も提供するわけですが、箕面市では一般介護予防事業もこういうリスクの高い人も含めてやっというふうな考え方になっています。そして中リスクの人々、それから低リスクの人々に対しては、一般介護予防事業ということで、いろいろな取組をしていこうとしているわけですね。こういう考え方でサービスを組み立ててきていて、そして要介護認定率を下げているということになります。

(スライド 25 ページ目)

さて、それで今日の最後のまとめですけれども、介護保険制度を給付サービスと地域支援事業に区分した場合に、地域支援事業の役割が制度的に重要となっています。地域支援事業は、保険者（市町村）が、介護・福祉・医療の関係者や地域住民と共同で、その地域の特性に応じて、創意の下につくり出していかなければならないものです。介護予防や生活支援にとどまらず、高齢者が安心して暮らせる地域づくりという役割も担っています。地域支援事業は、介護保険制度の一部という位置づけですが、他の社会資源や費用を動員して、総合的な施策として分野横断的に展開していくというような考え方が必要になってきている。行政（保険者）と介護保険関係の事業者、施設、法人、それから地域支援事業の中で、こういう各関係者が役割を検討して住民とともにその取組の強化を図ることが必要になっているということです。

以上で、私のこの資料の説明は終わらせていただきたいと思います。

松久部会長

黒田委員、ありがとうございました。

ここで、黒田委員にお話しいただいた内容についてご質問をお受けするところではございますが、時間がタイトになっております。どういたしましょうか。メールで受け付けるというふうにいたしましょうか。

区政企画室長

部会長、よろしいでしょうか。区政企画室、喜多でございます。

黒田様、丁寧にご説明いただきまして、本当にありがとうございます。本日、黒田特別構成員からのご説明、そして南区からも事業等のご説明をさせていただきました。委員の皆様からのご質問がおりかと思うのですが、申し訳ございません。時間の関係もあり、ご質問がございましたら事務局にお寄せいただきまして、皆様に回答させていただくという形をとらせていただけたらと思いますが、部会長、いかがでしょうか。

松久部会長

では、それでお願いしたいと思います。何かございましたらメールで南区役所のほうに送っていただくということにしたいと思います。

それでは、本日は以上とさせていただきます。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。事務局に進行をお返しいたします。

4. 閉会

区政企画室長

部会長、ありがとうございました。皆様もありがとうございました。

本日は長時間にわたりありがとうございました。これをもちまして、堺市南区政策会議第2回育ち学び充実・健康長寿推進部会を終了させていただきます。本当にありがとうございました。

閉会（午後8時02分）